

法令試験

(制限時間 60 分)

| 氏名 | | 採点 | 点 |
|----|--|----|---|
|----|--|----|---|

I. 次の記述のうち、適切なもの正しいものには○を、適切でないもの誤っているものには×を () に記入して下さい。

1. () 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であっても、一般旅客自動車運送事業の許可を受けることができます。
2. () 旅客自動車運送事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を2年間保存しなければなりません。
3. () 営業区域内において運送の申し込みがあった際、旅客から指示された目的地までの経路がわからない場合には、旅客にその旨を説明し、当該運送の引受けを拒絶してもよいことが道路運送法に規定されています。
4. () 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行中疾病、疲労その他の理由により安全な運転を継続し、又はその補助を継続することができないおそれがあるときは、当該乗務員に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければなりません。
5. () 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離は、乗務記録に記録しなければなりません。
6. () 一般乗用旅客自動車運送事業者が、事業用自動車に備え付ける地図は、少なくとも営業区域のうち自社が主として営業する地域のものでよいこととされています。
7. () 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、業務の的確な実行及び運行管理規定の遵守について適切な指導監督を実施しなければならない。
8. () 迎車又は無線待機の状態において、タクシー運転者は「回送板」を掲出することはできません。

9. () 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、坂路において事業用自動車から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させなければなりません。
10. () タクシー運転者は疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出なければなりません。
11. () 輸送実績報告書の事故件数は重大事故件数のみ記載することとなっています。
12. () 旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、百日以内に「輸送実績報告書」の提出が義務づけられています。
13. () 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、この運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によることが規定されています。
14. () 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、安全性の確保を図ることを目的の一つとしています。
15. () 自動車の所有者の変更（名義変更）の場合、道路運送車両法の規定に基づく移転登録の申請をしなければなりません。
16. () 道路運送車両法の規定では、自動車の乗車定員が、保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合していなくてもその自動車は運行の用に供することができます。
17. () タクシー車両の自動車検査証の有効期間は2年とされています。
18. () 自動車点検基準に規定する日常点検基準においては、タクシー車両の原動機は、1ヶ月に1回点検を実施しなければならないこととなっています。
19. () 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示では、タクシーに備える停止表示器材は、夜間200メートルの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであることとされています。
20. () 死亡事故を起こしても被害者側と示談が成立する見込みがある場合又は直ちに示談が成立した場合は、自動車事故報告規則の規定に基づく報告書の提出は、行わなくてもかまいません

Ⅱ. 次のそれぞれの文章は、一般乗用旅客自動車運送事業に関する法令に関する記述です。文章中の（ ）の中に、あてはまる適切な語句を下欄から選んで記入して下さい。

1. 一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法に基づく命令に違反したときは（ ）以内において期間を定めて自動車その他の（ ）の当該事業のための使用の（ ）を命ぜられることがあります
2. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客が事業用自動車内において法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する（ ）をするときは、これを制止し、又は必要な事項を旅客に（ ）しても従わない場合、当該旅客に対し運送の継続を（ ）することができます。
3. 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行の安全の（ ）のために遵守すべき事項及び乗務員の（ ）についての規律を定めなければならない。
4. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は（ ）、当該自動車の運転者その他の乗務員の氏名及び（ ）を旅客に見やすいように掲示しなければならない。
5. タクシー事業者は、運賃又は料金を収受した場合、旅客の（ ）があったときは、収受した運賃又は料金の額を記載した（ ）を発行しなければなりません。
6. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に（ ）のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該自動車を旅客の運送の用に供してはならない。ただし運送の途中において当該自動車に（ ）が発生した場合に、これらの器具及び部品を容易に（ ）することができるとき、または旅客の運送を容易に継続することができるときは、この限りではない。

| | | | | | | | | |
|------|------|------|--------|-----|---------|-----|-----|----|
| 運転 | 事故 | 緊急 | 相談 | 運送 | 停止 | 行為 | 指示 | 需要 |
| 命令 | 確保 | サービス | 規律 | 6月 | 中止 | 供給 | 住所 | 名称 |
| 倉庫 | 請求 | 拒絶 | 故障 | 請求書 | 領収書 | 差押え | 12月 | |
| 輸送施設 | 応急修理 | | 自動車検査証 | | 自動車登録番号 | | | |

Ⅲ. 旅客自動車運送事業運輸規則では、一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に備えておかなければならない営業区域内の地図について、少なくとも4つの事項を定めておかなければならないとなっていますが、その4つをお答え下さい。

- 答 1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

Ⅳ. 下記表のとおり設定された運賃にて、普通車が6.5km実車した際の距離制運賃を算出して下さい。なお、時間距離併用制運賃・割増・割引はないものとします。

| | 初乗運賃 | 加算運賃 |
|-------|--------------|-------------|
| 特定大型車 | 1.2 km 830 円 | 200 m 110 円 |
| 大型車 | 1.2 km 770 円 | 205 m 110 円 |
| 普通車 | 1.2 km 620 円 | 274 m 100 円 |

答. _____ 円

法令試験

(制限時間 60 分)

| 氏名 | | 採点 | 点 |
|----|--|----|---|
|----|--|----|---|

I. 次の記述のうち、適切なもの正しいものには○を、適切でないもの誤っているものには×を（ ）に記入して下さい。

1. (×) 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であっても、一般旅客自動車運送事業の許可を受けることができます。
2. (×) 旅客自動車運送事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を2年間保存しなければなりません。
3. (×) 営業区域内において運送の申し込みがあった際、旅客から指示された目的地までの経路がわからない場合には、旅客にその旨を説明し、当該運送の引受けを拒絶してもよいことが道路運送法に規定されています。
4. (○) 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行中疾病、疲労その他の理由により安全な運転を継続し、又はその補助を継続することができないおそれがあるときは、当該乗務員に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければなりません。
5. (○) 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離は、乗務記録に記録しなければなりません。
6. (×) 一般乗用旅客自動車運送事業者が、事業用自動車に備え付ける地図は、少なくとも営業区域のうち自社が主として営業する地域のものでよいこととされています。
7. (○) 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、業務の的確な実行及び運行管理規定の遵守について適切な指導監督を実施しなければならない。
8. (○) 迎車又は無線待機の状態において、タクシー運転者は「回送板」を掲出することはできません。

9. (○) 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、坂路において事業用自動車から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させなければなりません。
10. (○) タクシー運転者は疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出なければなりません。
11. (×) 輸送実績報告書の事故件数は重大事故件数のみ記載することとなっています。
12. (×) 旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、百日以内に「輸送実績報告書」の提出が義務づけられています。
13. (○) 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、この運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によることが規定されています。
14. (○) 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、安全性の確保を図ることを目的の一つとしています。
15. (○) 自動車の所有者の変更（名義変更）の場合、道路運送車両法の規定に基づく移転登録の申請をしなければなりません。
16. (×) 道路運送車両法の規定では、自動車の乗車定員が、保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合していなくてもその自動車は運行の用に供することができます。
17. (×) タクシー車両の自動車検査証の有効期間は2年とされています。
18. (×) 自動車点検基準に規定する日常点検基準においては、タクシー車両の原動機は、1ヶ月に1回点検を実施しなければならないこととなっています。
19. (○) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示では、タクシーに備える停止表示器材は、夜間200メートルの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであることとされています。
20. (×) 死亡事故を起こしても被害者側と示談が成立する見込みがある場合又は直ちに示談が成立した場合は、自動車事故報告規則の規定に基づく報告書の提出は、行わなくてもかまいません

II. 次のそれぞれの文章は、一般乗用旅客自動車運送事業に関する法令に関する記述です。文章中の（ ）の中に、あてはまる適切な語句を下欄から選んで記入して下さい。

1. 一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法に基づく命令に違反したときは（ 6月 ）以内において期間を定めて自動車その他の（ 輸送施設 ）の当該事業のための使用の（ 停止 ）を命ぜられることがあります
2. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客が事業用自動車内において法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する（ 行為 ）をするときは、これを制止し、又は必要な事項を旅客に（ 指示 ）しても従わない場合、当該旅客に対し運送の継続を（ 拒絶 ）することができます。
3. 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行の安全の（ 確保 ）のために遵守すべき事項及び乗務員の（ 服務 ）についての規律を定めなければならない。
4. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は（ 名称 ）、当該自動車の運転者その他の乗務員の氏名及び（自動車登録番号）を旅客に見やすいように掲示しなければならない。
5. タクシー事業者は、運賃又は料金を収受した場合、旅客の（ 請求 ）があったときは、収受した運賃又は料金の額を記載した（ 領収証 ）を発行しなければなりません。
6. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に（ 応急修理 ）のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該自動車を旅客の運送の用に供してはならない。ただし運送の途中において当該自動車に（ 故障 ）が発生した場合に、これらの器具及び部品を容易に（ 供給 ）することができるとき、または旅客の運送を容易に継続することができるときは、この限りではない。

| | | | | | | | | |
|------|------|--------|----|-----|---------|-----|-----|----|
| 運転 | 事故 | 緊急 | 相談 | 運送 | 停止 | 行為 | 指示 | 需要 |
| 命令 | 確保 | 服務 | 規律 | 6月 | 中止 | 供給 | 住所 | 名称 |
| 倉庫 | 請求 | 拒絶 | 故障 | 請求書 | 領収書 | 差押え | 12月 | |
| 輸送施設 | 応急修理 | 自動車検査証 | | | 自動車登録番号 | | | |

Ⅲ. 旅客自動車運送事業運輸規則では、一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に備えておかなければならない営業区域内の地図について、少なくとも4つの事項を定めておかなければならないとなっていますが、その4つをお答え下さい。

- 答 1. 道路
2. 地名
3. 著名な建造物、公園、名所及び旧跡並びに鉄道の駅
4. その他地方運輸局長が指定する事項

Ⅳ. 下記表のとおり設定された運賃にて、普通車が6.5km実車した際の距離制運賃を算出して下さい。なお、時間距離併用制運賃・割増・割引はないものとします。

| | 初乗運賃 | 加算運賃 |
|-------|--------------|-------------|
| 特定大型車 | 1.2 km 830 円 | 200 m 110 円 |
| 大型車 | 1.2 km 770 円 | 205 m 110 円 |
| 普通車 | 1.2 km 620 円 | 274 m 100 円 |

答. 2, 620円